

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第188号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年9月18日 13時20分ごろ
発生場所	岡山県玉野市宇野港 宇野港第2突堤防波堤灯台から真方位003°500m付近 (概位 北緯34°29.7′ 東経133°57.4′)
事故等調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 田井丸、5トン未満 271-19241岡山、個人所有 B はしけ SG-107、総トン数不詳 なし、株式会社シーゲートコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船尾から約15mのえい航索を出してB船の船首をつなぎ、B船の喫水が船首約2.0m、船尾約2.0mにより、引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長Aが、手動操舵で宇野港第2突堤東側から離岸を行い、下げ潮であることは知っていたが、航行できるものと思い、宇野港第2突堤東側の水路（以下「本件水路」という。）を北進中、平成25年9月18日13時20分ごろB船が玉野市所在の桜橋南側の左岸の浅所に乗り揚げた。 B船は、船長Aがえい航索を取り外して待機し、潮位が上がった際に自力離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、本件水路を幾度も通航していた。 船長Aは、ふだん、桜橋の下を北進する際、桜橋の南側では水路の東寄りから入り、北側では水路の西寄りに入るように操船していた。 船長Aは、本事故後、満潮時に出航していればよかったと思った。 本件水路は、幅約150mの南側の入口から北に向かって長さ約400mであり、西側岸壁に沿って浅所が拡張するとともに、徐々に狭くなり、最狭部が約15mであり、最狭部には桜橋（跳ね橋）が架け

	られていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船引船列は宇野港の本件水路を北進中、船長Aが下げ潮の中央期に最狭部を通航したことから、B船が拡張した浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が宇野港の本件水路を北進中、船長Aが下げ潮の中央期に最狭部を通航したため、B船が拡張した浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	船長Aは、本事故後、潮汐表を調査した上、満潮時に出港することとした。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、感覚のみに頼らず、喫水、航行海域の水深及び潮汐を調査し、航行の安全を確保すること。